

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称

混合物の特定:

商品名: LPC3T20C

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途:

電子写真式印刷用トナー

使用上の制限:

上記、推奨用途以外の用途

供給者詳細

販売会社:

エプソン販売株式会社  
〒160-8801  
東京都新宿区新宿四丁目1番6号 JR新宿ミライナタワー  
電話番号: 03(5919)5211(代表)

製造業者:

セイコーエプソン株式会社  
長野県塩尻市広丘原新田80番地

緊急連絡電話番号

電話番号: 03(5919)5211(代表)

## 2. 危険有害性の要約

GHS 分類

本製品はJIS Z 7252:2019規格による危険物分類には該当しない。  
(※ "3. 組成及び成分情報"の注釈を参照のこと)

GHS ラベル要素

本製品はJIS Z 7252:2019規格による危険物分類には該当しない。

シンボル:

なし

危険有害性情報:

なし

注意書き:

なし

特別規定:

なし

他の危険有害性


その他の危険有害性なし

## 3. 組成及び成分情報

物質・混合物の区別: 混合物

JIS Z 7252:2019規格および関連分類に記載の意味における有害な構成材:

含有量	名称	特定番号	分類
60 ~ 70 %	スチレン/アクリレート 樹脂		本製品はJIS Z 7252:2019規格による危険物分類には該当しない。
10 ~ 20 %	酸化鉄(フェライトとして)	CAS: 1309-37-1 EC: 215-168-2	本製品はJIS Z 7252:2019規格による危険物分類には該当しない。

< 10 %	酸化マンガン(フェライトとして)	CAS: 1344-43-0 EC: 215-695-8	本製品はJIS Z 7252:2019規格による危険物分類には該当しない。
< 10 %	ポリエチレン		本製品はJIS Z 7252:2019規格による危険物分類には該当しない。
< 10 %	色材(銅化合物)		本製品はJIS Z 7252:2019規格による危険物分類には該当しない。
< 10 %	カーボンブラック	CAS: 1333-86-4 EC: 215-609-9	本製品はJIS Z 7252:2019規格による危険物分類には該当しない。
< 1 %	二酸化チタン	インデックス番号: 022-006-00-2 CAS: 13463-67-7 EC: 236-675-5	 3.6/2 Carc. 2 H351

※ 吸入による発がん性物質としての分類は、空気動力学径 $\leq 10\mu\text{m}$ の粒子中、粒子としてあるいは粒子に組み込まれた形で、1%以上の二酸化チタンを含む粉末状の混合物にのみ適用されます。

#### 4. 応急措置

必要な応急処置に関する記載

皮膚に付着した場合:

十分な水と石鹼で洗うこと。

眼に入った場合:

誤って目に入ったときは、直ちに十分な水で洗い流し、専門医の指示を受けてください。

摂取した場合:

いかなる環境にあっても吐かせないこと。直ちに医師等による診察を受けること。

吸入した場合:

新鮮な空気のある場所に移動させ、温かくして休ませること。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

なし

医師に対する特別な注意事項

処置:

なし

#### 5. 火災時の措置

適切および不適切な消火手段

噴霧水、泡、粉末消火薬剤。ただし、機械内で燃焼した際には、電気製品における火災と同様の方法で消火する。

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)。

適さない消火剤:

特になし。

特有の危険有害性

爆発時および燃焼時に発生するガスを吸入しないこと。

燃焼により大量の煙が生じる。

危険有害燃焼生成物:

なし

爆発性:

データなし

酸化性:

データなし

消火を行う者の保護

適切な呼吸装置を使用すること。  
消火に使用した汚染水は別途回収すること。これを排水管に流してはならない。  
安全に行うことができる場合には、損傷していない容器を差し迫った危険区域から運び出すこと。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

保護具を着用すること。  
安全な場所に人々を移動させること。  
セクション7、8に記載の保護措置を参照のこと。

環境に対する注意事項

土壌/下層土に浸透しないようにすること。地表水または排水に進入しないようにすること。  
製品が混入した洗浄水は保持し、処分すること。  
ガスの漏出または水路、土壌や排水溝に進入した場合には、管轄当局に通知すること。  
吸い上げに適した材料: 吸収用材料、有機物、砂

封じ込め及び浄化の方法及び機材

箒で掃き取るか、または石鹼水で濡らしたウエス等で拭き取る。  
こぼれたトナーは電気掃除機で吸い取らないこと。(掃除機を用いると微粒子のトナーが掃除機内部に充填し、スパークにより、発火又は爆発する恐れがある)  
十分な水で洗うこと。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

安全取扱注意事項

皮膚および眼への接触を避け、エアロゾルの吸入を避けること。  
皮膚および眼への接触を避け、蒸気およびミストの吸入を避けること。  
推奨される保護具についてはセクション8も併せて参照すること。  
一般的な職業衛生に関するアドバイス:  
作業中は飲食しないこと。

安全な保管条件

食品、飲料、および飼料から遠ざけること。  
禁忌物質:  
特になし。  
保管場所に関する注意:  
十分な換気をした場所。

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理項目

本製品

日本産業衛生学会 許容濃度の勧告値 - TWA: 8 mg/m<sup>3</sup> 第3種粉塵(総粉塵)  
日本産業衛生学会 許容濃度の勧告値 - TWA: 2 mg/m<sup>3</sup> 第3種粉塵(吸入性粉塵)  
ACGIH - TWA: 10 mg/m<sup>3</sup> Inhalable particles  
ACGIH - TWA: 3 mg/m<sup>3</sup> Respirable particles  
酸化鉄(フェライトとして) - CAS: 1309-37-1  
日本産業衛生学会 許容濃度の勧告値 - TWA: 1 mg/m<sup>3</sup> 第2種粉塵(吸入性粉塵)  
日本産業衛生学会 許容濃度の勧告値 - TWA: 4 mg/m<sup>3</sup> 第2種粉塵(総粉塵)  
ACGIH - TWA(8時間): 5 mg/m<sup>3</sup>  
酸化マンガン(フェライトとして) - CAS: 1344-43-0  
ACGIH - TWA: 0.1 mg/m<sup>3</sup> Mn, inhalable fraction として  
ACGIH - TWA: 0.2 mg/m<sup>3</sup> Mn, respirable fraction として  
米国OSHA - TWA: 5 mg/m<sup>3</sup> マンガン化合物(Mn として)

日本産業衛生学会 許容濃度の勧告値 - TWA: 0.2 mg/m<sup>3</sup> マンガンおよびマンガン化合物 (Mn として, 有機マンガン化合物を除く)

労働安全衛生法(作業環境評価基準で定める管理濃度) - TWA: 0.05 mg/m<sup>3</sup> マンガンとして。通し番号: 30

カーボンブラック - CAS: 1333-86-4

ACGIH - TWA(8時間): 3 mg/m<sup>3</sup>

米国OSHA - TWA: 3.5 mg/m<sup>3</sup>

日本産業衛生学会 許容濃度の勧告値 - TWA: 1 mg/m<sup>3</sup> 第2種粉塵(吸入性粉塵)

日本産業衛生学会 許容濃度の勧告値 - TWA: 4 mg/m<sup>3</sup> 第2種粉塵(総粉塵)

労働安全衛生法(化学物質による健康障害防止のための濃度の基準) - TWA(8時間): 0.3 mg/m<sup>3</sup> レスピラブル粒子として(労働安全衛生法においては、"TWA(8時間)"を"八時間濃度基準値"と読み替えてください)

労働安全衛生法(作業環境評価基準で定める管理濃度) - TWA: 3.0 mg/m<sup>3</sup> 炭素粉塵として

二酸化チタン - CAS: 13463-67-7

ACGIH - TWA(8時間): 0.2 mg/m<sup>3</sup>

米国OSHA - TWA: 15 mg/m<sup>3</sup>

日本産業衛生学会 許容濃度の勧告値 - TWA: 0.3 mg/m<sup>3</sup> ナノ粒子

日本産業衛生学会 許容濃度の勧告値 - TWA: 1 mg/m<sup>3</sup> 第2種粉塵(吸入性粉塵)

日本産業衛生学会 許容濃度の勧告値 - TWA: 4 mg/m<sup>3</sup> 第2種粉塵(総粉塵)

ACGIH - TWA(8時間): 2.5 mg/m<sup>3</sup>

DNELばく露限界値

データなし

PENCばく露限界値

データなし

設備対策

なし

保護具

眼の保護:

作業中に飛散するリスクがある場合は、密着度の高い安全ゴーグルを使用し、コンタクトレンズは使用しないこと。

皮膚の保護:

作業中に皮膚に接触するリスクがある場合は、皮膚を完全に保護する衣類を着用すること。

手の保護:

作業中に皮膚に接触するリスクがある場合は、完全な保護が可能な保護手袋を使用すること。

呼吸保護措置:

必要に応じて保護具を使用すること。

熱的な危険有害性:

なし

## 9. 物理的及び化学的性質

基本的な物理的および化学的特性に関する情報

物理的状态:

紛体

色:

青緑色

臭い:

わずかな臭い

融点・凝固点:

データなし

沸点又は初留点及び沸点範囲:

データなし

爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界:

データなし

引火点:

関連なし

自然発火温度:	データなし
分解温度:	データなし
pH:	関連なし
動粘度:	関連なし
水への溶解度:	不溶
蒸気圧:	データなし
密度及び/又は相対密度:	データなし
相対ガス密度:	データなし
粒子特性:	
粒度:	データなし
その他の情報:	
その他の関連情報はありません	

### 10. 安定性及び反応性

反応性	通常の条件下において安定
化学的安定性	通常の条件下において安定
危険有害反応可能性	なし
避けるべき条件	通常の条件下において安定。
混触危険物質	特になし。
危険有害な分解生成物	なし。

### 11. 有害性情報

本製品の毒性資料:	
a) 急性毒性:	試験: LD50 - 経路: 経口投与 - 種: ラット > 5000 mg/kg - 註: 印字成分の毒性データから
	試験: LD50 > 5000 mg/kg - 註: 印字成分の毒性データから
b) 皮膚腐食性/刺激性:	試験: 皮膚刺激性 - 種: ウサギ 刺激性なし
c) 眼の重篤な損傷/刺激:	試験: 眼刺激 - 種: ウサギ 刺激性なし - 註: 印字成分の毒性データから
d) 呼吸器または皮膚の感作:	試験: 皮膚感作 - 種: モルモット 感作性なし
e) 生殖細胞変異原性:	試験: 細菌復帰突然変異(エームス試験) 陰性
f) 発がん性:	カーボンブラックおよび二酸化チタン以外の構成成分は、発がん物質(文献1)に該当しない。
g) 生殖毒性:	生殖毒性及び発生毒性物質(文献2)を含有しない。
i) 特定標的臓器毒性(反復曝露):	ラットを用いた2年間にわたるトナー吸入曝露試験において、毎日、中用量(4 mg/m <sup>3</sup> )もしくは高用量(16 mg/m <sup>3</sup> )の曝露環境にさらされていた群で、肺に軽度の線維症が観察されたが、低用量(1 mg/m <sup>3</sup> )の群については、肺に特別な変化は認められなかった。当社商品の通常

の使用に伴って排出されるトナー量は、1日当たり1mg/m<sup>3</sup>を大幅に下回っており、製品を日常的に使用する限りでは人体への影響はないと判断している。(文献3)

本製品に含有される主な物質の毒性資料:

カーボンブラック - CAS: 1333-86-4

カーボンブラックは、国際がん研究機関(IARC)によって"グループ2B(ヒトに対して発癌性があるかもしれない)"に分類される。しかし、カーボンブラックを含有するトナーに対するラットの長期吸入曝露試験では、「発癌の証拠なし」の結論を得ている。

二酸化チタン - CAS: 13463-67-7

二酸化チタンは国際がん研究機関(IARC)の発がん性分類で、グループ2Bに分類される。動物実験では、ラットのみ肺腫瘍が認められた。これは、ラットの肺クリアランスメカニズムの過負荷(オーバーロード現象)によるもので、本製品の通常使用時にはあり得ないと推察される。呼吸器の疾病と二酸化チタンの作業曝露との関係は、これまでの疫学調査で認められなかった。(文献4)

以下に挙げる諸事項は、特に別段の表記がない限り該当なしとされます:

急性毒性;  
皮膚腐食性及び皮膚刺激性;  
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性;  
呼吸器感受性又は皮膚感受性;  
生殖細胞変異原性;  
発がん性;  
生殖毒性;  
特定標的臓器毒性,単回ばく露;  
特定標的臓器毒性,反復ばく露;  
誤嚥有害性.

## 12. 環境影響情報

生態毒性

良き作業慣行を採用し、当該製品を環境中へ放出しないようにすること。

本製品の毒性資料:

a) 水生急性毒性:

LC50 魚 > 500 mg/l 96 印字成分の毒性データから

EC50 ミジンコ属 > 100 mg/l 48 印字成分の毒性データから

本製品に含有される主な物質の毒性資料:

データなし

残留性・分解性

データなし

生体蓄積性

データなし

土壤中の移動性

データなし

オゾン層への有害性

データなし

他の有害影響

なし

## 13. 廃棄上の注意

廃棄方法

可能であれば回収すること。その際には、現在有効な地方および国の規制に従うこと。

なお、使用済みのカートリッジについては、販売店店頭専用ポストなど、各種回収サービスが利用可能。

### 14. 輸送上の注意

国連番号

輸送関連規則の中で危険と分類されていない。

特に明記されていない場合、以下の項目は「該当しない」とみなす必要があります。

ADR, RID, IATA, IMD, ICAO等

品名

該当しない

国連分類

該当しない

容器等級

該当しない

海洋汚染物質

いいえ

MARPOL 73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送

該当しない

使用上の特別な注意

該当しない

### 15. 適用法令

当該製品を対象とした安全性、健康および環境に関する規則

本安全データシート(SDS)は、「JIS Z 7253:2019 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」に準拠しています。

消防法

指定可燃物

合成樹脂類 3000kg以上の場合

労働安全衛生法

特定化学物質等(特化則)

酸化マンガン(フェライトとして) (第二類)

名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物(ラベル表示・SDS交付義務対象物質)：

(2026年4月1日施行に対応)

政令または規則における名称または物質名	表示または通知	皮膚刺激性 有害物質	皮膚吸収性 有害物質
酸化鉄【安衛則別表第2の624】	表示及び通知	—	—
無機マンガン化合物【令別表第9の30】	表示及び通知	—	—
銅及びその化合物【令別表第9の22】	表示及び通知	—	—
カーボンブラック【安衛則別表第2の403】	表示及び通知	—	—
酸化チタン(IV)【安衛則別表第2の623】	通知	—	—

※ 3項の含有量の情報は、弊社の営業秘密のため、範囲をもって記載しております。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

二酸化チタン： 製造輸入量の届出を要しない物質。、既存化学物質。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

酸化マンガン(マンガン及びその化合物)： 第一種指定化学物質 管理番号:412

マンガンの含有率： 2.9%

毒物及び劇物取締法

該当しない

麻薬及び向精神薬取締法

該当しない

## 16. その他の情報

セクション3で言及するリスクフレーズの全文:

H351 吸入すると発がんのおそれの疑い。

安全性データシート(SDS)初版作成日: 2017年4月28日

本SDSの改訂日: 2026年2月6日

本改訂で修正された項:

### 15. 適用法令

主要参考文献および引用元:

- 文献1
- ・ヒトに対する発がん性リスク評価に関するIARCモノグラフ (IARC: 国際がん研究機関)
  - ・産業衛生学雑誌 (日本産業衛生学会)
  - ・TLVs and BEIs (ACGIH: 米国・政府産業衛生専門家会議)
  - ・IRIS Carcinogenic Assessment (IRIS: 米国・環境庁の統合リスク情報システム)
  - ・National Toxicology Program (NTP) Report on Carcinogens (NTP: 米国・国家毒性プログラム)
  - ・指令67/548/EECおよび1999/45/ECを改正・廃止し、規則(EC) No 1907/2006 を改正する物質および混合物の分類・表示・包装に関する2008年12月16日付け欧州議会および理事会規則(EC) No 1272/2008(いわゆるCLP規則)の付属書VI
  - ・MAK und BAT Werte Liste (DFG: ドイツ研究振興協会)
  - ・TRGS 905, Verzeichnis krebserzeugender, keimzell mutagener oder reproduktionstoxischer Stoffe (AGS: ドイツ危険物質委員会)
- 文献2
- ・指令67/548/EECおよび1999/45/ECを改正・廃止し、規則(EC) No 1907/2006 を改正する物質および混合物の分類・表示・包装に関する2008年12月16日付け欧州議会および理事会規則(EC) No 1272/2008(いわゆるCLP規則)の付属書VI
  - ・TRGS 905, Verzeichnis krebserzeugender, keimzell mutagener oder reproduktionstoxischer Stoffe (AGS: ドイツ危険物質委員会)
- 文献3
- ・Pulmonary Response to Toner upon Chronic Inhalation Exposure in Rats, H.Muhle et.al, Fundamental and Applied Toxicology 17.280-299(1991)
  - ・Lung Clearance and Retention of Toner, Utilizing a Tracer Technique, during Chronic Inhalation Exposure in Rats, B.Bellmann, Fundamental and Applied Toxicology 17.300-313(1991)
- 文献4
- ・NIOSH CURRENT INTELLIGENCE BULLETIN 63: Occupational Exposure to Titanium Dioxide

免責事項:

ここに含まれる情報は、上記の日付における我々の知識に基づいている。それは単に示された製品について述べたもので、特定の品質についての保証を構成するものではない。

この情報が、意図された特定の使用に関して適切かつ完全であるかどうかを確認することは、ユーザの義務である。

この安全性データシートは、これに先立ち発表されたあらゆる情報を取消し、かつこれに取ってかわるものである。

略語および頭字語の凡例/説明:

- ADR: 道路での危険物の国際輸送に関する欧州協定。  
ATE: 急性毒性値又は急性毒性推定値  
ATEmix: 急性毒性値又は急性毒性推定値(混合物)  
CAS: 化学情報検索サービス(アメリカ化学会の一部門)。

CLP:	分類、表示、包装。
DNEL:	得られた無影響レベル。
EINECS:	欧州既存商業化学物質インベントリ。
GefStoffVO:	危険有害物質に関する規則、ドイツ。
GHS:	化学品の分類および表示に関する世界調和システム。
IATA:	国際航空運送協会。
IATA-DGR:	「国際航空運送協会」(IATA) による危険物規制。
ICAO:	国際民間航空機関。
ICAO-TI:	「国際民間航空機関」(ICAO) による技術的指導。
IMDG:	危険物のための国際海事コード。
INCI:	化粧品成分の国際命名法。
KSt:	爆発係数。
LC50:	致死濃度、試験集団の50%。
LD50:	致死量、試験集団の50%。
PNEC:	予測無影響濃度。
RID:	鉄道での危険物の国際輸送に関する欧州協定。
STEL:	短期ばく露限界。
STOT:	特定標的臓器毒性。
TLV:	限界値。
TWATLV:	平均8時間日時間加重のための限界値。(ACGIH基準)。
WGK:	ドイツ水危険有害性分類。